

食安検発第0821001号
平成19年 8月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部企画情報課
検疫所業務管理室長
(公印省略)

植物防疫法に基づく手続終了前の輸入植物等の
検疫所における検体採取について

検疫所における輸入穀類等及び輸入ばれいしょの生塊茎の検体採取については、平成13年10月16日付け食検発第195号及び平成18年3月2日付け食安検発第0302003号にてその取り扱いについて通知しているところですが、今般、輸入植物等の検査に伴う検体の採取に関する植物防疫法（昭和25年法律第151号）上の取り扱いが別添のとおり改められたところです。

については、今後、検疫所における輸入植物等の検体採取について、下記の事項に留意の上、その取り扱い方よろしくお願いします。

なお、平成13年10月16日付け食検発第195号及び平成18年3月2日付け食安検発第0302003号については、本日をもって廃止します。

記

- 1 今般の改正により、原則としてすべての輸入植物等について、植物防疫法に基づく消毒対象貨物であっても、消毒前に食品衛生法に基づく検疫所における検体採取が可能となったものであるから、輸入植物等の検体採取を行う場合には、事前に消毒対象貨物であって消毒済か否かの確認を行うこと。
- 2 消毒対象貨物であって消毒前に検体の採取を行おうとする場合は、検疫所において別添の別記様式1に示す「検体採取申請書」に必要事項を記載の上、検体採取の前日までにFAXにより管轄の植物防疫所に送付し、別添の別紙「検体採取に係る指示事項」を遵守し検体の採取等を行うこと。
なお、別添の2の除外規定に該当する場合には、植物防疫所よりその旨の連絡があるので、連絡があった場合は検体採取を行わないこと。
- 3 上記2により採取した検体を試験担当課等に送付する場合にあっては、平成16年11月19日付け食安発第1119002号に示す「輸入食品等監視指導業務基準」の様式第17号「検体送付票」の特記事項欄に、運搬、分析等に

当たり別添の別紙「検体採取に係る指示事項」の遵守が必要な検体である旨を記載すること。

また、採取した検体は、別添の別紙「検体採取に係る指示事項」の1により容器・袋に入れる等により、密閉状態で送付すること。

なお、当面の間、別添の別記様式について月毎に企画情報課検疫所業務管理室まで連絡すること。

- 4 検体を受理した試験担当課等は、検体開封後の処理時間を可能な限り短縮するとともに、検体の検査時及び保管時等における検疫有害動物等の分散防止について別添の別紙「検体採取に係る指示事項」の2を遵守するとともに、その廃棄にあってはオートクレーブ処理（100℃以上120℃未満20分間以上、120℃以上10分間以上）又はこれと同等以上の効果のある処理を行い、別添の別記様式2に示す「検体処理状況簿」に担当者名とともにその記録を残すこと。
- 5 上記4に示す処理に係る記録については、植物防疫所からの要請があった場合、これを提示すること。
- 6 なお、検体採取に当たっては、植物防疫所と連携しながら行うとともに、検体の採取等について植物防疫所より別途指示等がなされた際には当該指示に従うこと。